

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1-別表

<個人住民税>

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧（番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条より）

法令上の根拠	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報
第2条の表1の項	厚生労働大臣	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税(同法第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下この条において同じ。)に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下この条において「地方税関係情報」という。)又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって次条で定めるもの
第2条の表2の項	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であって第四条で定めるもの
第2条の表3の項	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの
第2条の表4の項	総務大臣又は都道府県知事	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	地方税関係情報であって第六条で定めるもの
第2条の表5の項	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの
第2条の表7の項	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
第2条の表11の項	都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって第十三条で定めるもの
第2条の表13の項	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第十五条で定めるもの
第2条の表15の項	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの
第2条の表20の項	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二十二条で定めるもの

法令上の根拠	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報
第2条の表28の項	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第三十条で定めるもの
第2条の表37の項	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第三十九条で定めるもの
第2条の表39の項	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第四十一条で定めるもの
第2条の表42の項	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）附則第二条第一項の給付（以下「旧特例給付」という。）の支給に関する情報（以下この条において「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの
第2条の表48の項	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの
第2条の表49の項	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	地方税関係情報であって第五十一条で定めるもの
第2条の表53の項	公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十五条で定めるもの
第2条の表57の項	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十九条で定めるもの
第2条の表58の項	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十条で定めるもの
第2条の表59の項	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十一条で定めるもの
第2条の表63の項	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十五条で定めるもの
第2条の表65の項	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの
第2条の表66の項	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十八条で定めるもの

法令上の根拠	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報
第2条の表69の項	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの
第2条の表73の項	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの
第2条の表75の項	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第七十七条で定めるもの
第2条の表76の項	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十八条で定めるもの
第2条の表81の項	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第八十三条で定めるもの
第2条の表83の項	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの
第2条の表84の項	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第八十六条で定めるもの
第2条の表86の項	市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
第2条の表87の項	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
第2条の表88の項	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	地方税関係情報であって第九十条で定めるもの
第2条の表89の項	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者に現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	地方税関係情報であって第九十一条で定めるもの
第2条の表90の項	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	地方税関係情報であって第九十二条で定めるもの
第2条の表91の項	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの
第2条の表92の項	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十四条で定めるもの
第2条の表96の項	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十八条で定めるもの

法令上の根拠	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報
第2条の表98の項	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	地方税関係情報であって第百条で定めるもの
第2条の表106の項	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百八条で定めるもの
第2条の表108の項	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十条で定めるもの
第2条の表115の項	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの
第2条の表の124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百二十六条で定めるもの
第2条の表の125項	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの
第2条の表の129項	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十一条で定めるもの
第2条の表の130項	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの
第2条の表の132項	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの
第2条の表の137項	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十九条で定めるもの
第2条の表の138項	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年組合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十条で定めるもの

法令上の根拠	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報
第2条の表の140項	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。))による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。))若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。))による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの	地方税関係情報であって第百四十二条で定めるもの
第2条の表の141項	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの
第2条の表の142項	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十四条で定めるもの
第2条の表の144項	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百四十六条で定めるもの
第2条の表の147項	総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの	地方税関係情報であって第百四十九条で定めるもの
第2条の表の151項	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十三条で定めるもの
第2条の表の152項	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十四条で定めるもの
第2条の表の155項	市町村長	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百五十七条で定めるもの
第2条の表の156項	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十八条で定めるもの
第2条の表の158項	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十条で定めるもの

法令上の根拠	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報
第2条の表の160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第百六十二条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの
第2条の表の161項	都道府県知事等	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第百八十二号通知」という。))に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。))であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。))の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの
第2条の表の163項	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第百六十五条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十五条で定めるもの
第2条の表の164項	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十六条で定めるもの
第2条の表の165項	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十七条で定めるもの
第2条の表の166項	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発第〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十八条で定めるもの
第2条の表の167項	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	地方税関係情報であって第百六十九条で定めるもの

法令上の根拠	情報照会者	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報
第2条の表の168項	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	地方税関係情報であって第百七十条で定めるもの
第2条の表の169項	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	地方税関係情報であって第百七十一条で定めるもの
第2条の表の170項	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの
第2条の表の171項	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十三条で定めるもの	地方税関係情報であって第百七十三条で定めるもの
第2条の表の172項	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第百七十四条で定めるもの	地方税関係情報であって第百七十四条で定めるもの
第2条の表の173項	都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第百七十五条で定めるもの	地方税関係情報であって第百七十五条で定めるもの